

41 災害に強い安全なまちづくり

(1) まちの防災性を向上する

●防災まちづくりの推進

1 区内の状況

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを変えていく必要がある。

区では、防災再開発促進地区や防災まちづくり推進地区の指定を行うとともに、密集住宅市街地整備促進事業などにより、区民の理解と協力を得て、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保などの事業を推進している。

2 住宅・建築物の耐震化促進

28年5月に、建物種別ごとに耐震化の目標を設定した「練馬区耐震改修促進計画」を策定した。これに基づき地震発生時の建築物倒壊による道路の閉塞を防ぐため、幹線道路に面した建築物を中心に民間建築物の耐震化に取り組んでいる。

また、これまで行ってきた民間建築物に対する助成および支援制度を更に拡充するとともに、積極的な普及啓発を行い、計画的かつ総合的に耐震化を促進している。

●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。更に、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃化空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射7号線や補助230号線等の都市計画道路事業の整備にあわせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の

区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。

区は従前より、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、調査設計費用などを助成している。

同時に、地域特性を踏まえつつ、農業と調和したまちづくりの実現に向けた地域の合意形成にも努めており、令和元年度末までに、土地区画整理事業が終了しているのは21地区(約49.8ha)である。

また、29年度に事業認可を行った大泉学園町四丁目地区(約1.0ha)については令和元年度に事業が終了した。

なお、大江戸線延伸地域の土支田新駅予定地周辺地域では、交通環境の変化や将来開発に備えたまちづくりを進めるため、区施行の土地区画整理事業を施行し28年3月に換地処分公告を終えた。

●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化している。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めている。

これらを含み、「建築基準法」および関係法令に基づいて建築物を交通、安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

[建築確認の受付件数(構造別)] (単位:件) 令和元年度

区分	一般	計画通知	計
木造	48	0	48
鉄骨鉄筋	0	0	0
鉄骨	9	40	49
鉄筋	2	4	6
ブロック	1	1	2
計	60	45	105

2 道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、「建築基準法」上の道路に接していない場合、新たに法上の道路を築造するか、法第43条第2項第2号の許可を受ける必要がある。

令和元年度は、指定道路等の申請が43件、許可を受けるための空地（協定通路認定等）の申請が14件であった。

3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。令和元年度の違反建築物取扱件数は20件であった。主な違反条項の内訳は、申請手続2件、接道義務3件、用途地域1件、高度斜線3件、表示義務13件であった（重複を含む。）。

(2) 災害に強いまちをつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

この事業は、老朽建築物等が密集し、防災上課題を抱えている地域において、道路・公園等の公共施設の整備、老朽建築物の建替えの促進等、災害に強い総合的なまちづくりを行うことにより、防災性の向上と住環境の改善を図ることを目的としている。

1 事業内容

道路・公園などの公共施設の整備、老朽住宅を耐火構造などの共同住宅に建て替える場合の助成（建築設計費、除却費、共同施設整備費等）を行っている。

2 取組状況

練馬地区（練馬一～四丁目の各一部、面積約20.0ha）は、17年度で事業を終了した。

江古田北部地区（小竹町一・二丁目、羽沢一丁目、栄町、旭丘一・二丁目の各一部、面積約46.4ha）は、30年度に事業が終了した。

北町地区（北町一・二丁目の各一部、面積約31.1ha）は、令和元年度に事業が終了した。

なお、貫井・富士見台地区（貫井一～四丁目、富士見台三・四丁目の各一部、面積約92.3ha）は、引き続き事業に取り組むとともに、新たに桜台地区（桜台一丁目・二丁目、三丁目・四丁目の一部、面積約50.6ha）の事業に取り組むため、重点地区まちづくり計画の検討区域の指定を行った。

●防災まちづくり事業

この事業は、防災上の危険性が懸念される地区を指定した上で、地域住民と区が協力して防災上の課題を共有し、地区の防災性向上に資する整備の促進、不燃

性向上のための規制、住民への周知啓発に集中的に取り組むものである。

令和元年度は、防災まちづくり推進地区として、田柄地区（田柄一～四丁目の各一部、面積約87.2ha）、富士見台駅南側地区（富士見台一・二丁目、南田中三丁目の一部、面積約44.2ha）、下石神井地区（下石神井二・五・六丁目、面積約60.2ha）の3地区を指定した。

●無電柱化の推進

区では、12年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりにあわせて、無電柱化を積極的に推進している。

令和元年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約2.1kmで完了、約4.6kmで事業中である。

30年3月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、令和7年度までに新たに約9.7kmの区道の無電柱化に着手する。



[補助132号線（石神井町二丁目）]

●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川については、1時間に50ミリの降雨に対応できる本改修を進めているほか、白子川については、比丘尼橋上流右岸側に34,400m³、比丘尼橋下流左岸側に212,000m³を貯留する調節池の整備が完了している。

また、都は、22年度から目白通りの地下約35mの深さにトンネル（内径10m、延長約3.2km）を掘り、新たに212,000m³を貯留する地下調整池の整備を行い、28年度末より運用を開始している。

なお、区では、河川防災のため、降雨量や河川水位の観測や河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

[河川の現況]

令和2年4月1日現在

河川名	延長(km)	本改修済延長(km) (改修率)
石神井川	11.6	9.4(81%)
白子川	6.5	1.6(25%)

●雨水貯留浸透施設の増設

一時間に50ミリを超える集中豪雨が近年頻発し、浸水被害が発生している。浸水被害軽減のため、都の河川改修や下水道貯留管の整備に加えて、区における雨水流出抑制対策等を強化するため、石神井川稻荷橋付近、白子川子安橋付近、旧田柄川沿いの3地区に雨水貯留浸透施設の増設を実施した。

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入して起こる「都市型水害」を防ぐために、河川の改修、調節池の整備などを行ってきたが、より総合的な治水対策を推進するため、区では平成2年6月に「練馬区総合治水計画(平成24年3月改定)」を策定し、雨水を地中へ浸透させる施設の整備を進めている。

令和元年度までに、道路、公園、学校などの公共の施設で235,015m³、大規模民間施設等で313,913m³、合計548,928m³の雨水の浸透貯留可能な雨水流出抑制施設を整備した。

●地下室等設置に係る浸水対策の届出

近年の浸水被害は、台風を原因とするものだけでなく、短期間集中豪雨を原因とする地下構造の住宅への雨水流入などが増加している。

地下室への浸水が起こると人命を脅かす事態に結びつくため、建物建築時に指導・誘導する手段として届け出ることを義務付けている。

[地下室等設置に係る浸水対策の届出件数] (単位:件)

年度	届出件数
29	29
30	17
元	21

●ねりま情報メール【防災気象情報】

登録した区民のパソコンやスマートフォンなどに、気象情報や避難情報などの災害に関する情報を配信している。

●橋りょう

区内の橋は、令和2年3月31日現在186橋であり、

このうち区の管理する橋は130橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を25年度に策定し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、松之木橋の架け替え工事を実施し、令和元年度に完了した。また、曙橋については、令和元年度から架け替え工事に着手している。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅に係る費用の負担をしている。

●街路灯の省エネルギー化促進

区民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに向け、街路灯の維持管理を実施している。「水銀に関する水俣条約」により、令和2年から水銀ランプの製造、輸出および輸入が禁止になる。

このため区では、水銀ランプを使用した街路灯を、消費電力が少なく寿命の長いLED等の街路灯へ27年度から令和4年度にかけ、計画的に改修を進めている。

令和元年度は、4,772基の街路灯の改修を実施した。

(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する

●「練馬区耐震改修促進計画」および耐震化に係る助成および支援事業

耐震化の取り組みは、28年5月に策定した「練馬区耐震改修促進計画」に基づき進めている。

重点施策として、災害時における緊急車両の通行を確保するため、幹線道路沿道の旧耐震建築物に対して耐震診断や補強設計、改修工事に関する費用の助成を行い、耐震化を促進している。さらに、市街地が密集する地域の旧耐震建築物の耐震化を進めるため、その除去費用についても助成している。

また、経済的な理由などで耐震改修工事を行うことができない場合は、耐震シェルターや防災ベッドへの助成の活用を促している。

支援制度においては、区民向けの無料耐震相談会を実施し、耐震化の専門家であるアドバイザー派遣や簡易耐震診断に直接要する経費を全額補助としている。

令和元年度の助成実績は、つきのとおりである。

1 耐震改修工事等助成事業

対象: 住宅

- ・簡易耐震診断 180件
- ・耐震診断 31件
- ・実施設計 24件

・耐震改修工事等	21 件
・簡易補強工事	0 件
2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	
対象：特定緊急輸送道路沿道建築物	
・実施設計	2 件
・耐震改修工事等	6 件
3 耐震シェルター等設置助成事業	
対象：耐震シェルター・防災ベッドの設置	
・0 件	

●ブロック塀等撤去費用助成について

事故を未然に防止するため、倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の助成をしている。
令和元年度の助成件数は、24 件であった。

		令和元年度		
		() 内は限度額 (単位：円)		
区 分		耐震診断	実施設計	改修工事
住宅 ※ 1	費用の 3 分の 2			
	(8 万)	(22 万)	(100 万) ※ 2	
分譲マンション	費用の 6 分の 5			費用の 3 分の 2
	(150 万)	(200 万)	(3,000 万)	
賃貸集合住宅・事務所など	費用の 3 分の 2			費用の 6 分の 1
	(150 万)	(200 万)	(1,000 万)	
事務所・商店など	費用の 3 分の 2			—
	(100 万)	(—)	(—)	
私立幼稚園・保健所など	費用の 3 分の 2			費用の 2 分の 1
	(150 万)	(200 万)	(3,000 万)	
災害時医療機関等	費用の 3 分の 2			費用の 6 分の 5
	(200 万)	(1,000 万)	(6,000 万)	
一般緊急輸送道路沿道の建築物	費用の 6 分の 5			費用の 3 分の 2 (※ 3)
	(300 万)	(450 万)	(6,000 万)	
特定緊急輸送道路沿道の建築物	費用の 6 分の 5 (※ 4)			
	(※ 5)	(1,000 万)	(※ 6)	

※ 1：住宅（戸建住宅、小規模な長屋や共同住宅）は、無料簡易診断を実施

※ 2：所有者が居住し、所有者を含む世帯全員が非課税世帯である場合などは、費用の 5 分の 4 で限度額 120 万円

※ 3：延べ面積が 5,000m²を超える部分は費用の 6 分の 1

※ 4：延べ面積が事業費によっては、助成額が異なる。

※ 5・6：限度額なし

●狭い道路の拡幅などに係る費用の助成等

1 狹い道路の拡幅をするための費用の助成

区内の道路の約 38% は、幅員が 4 m 未満の狭い道路であり、災害時に延焼の拡大、緊急車両の通行や避難を妨げるなどの課題を抱えている。そのため、狭

い道路を拡幅する人に対して費用の助成や、区による狭い私道の拡幅整備を行っている。なお、令和元年度の実績はつぎのとおりである。

・助成実績 26 件

・整備実績 8 件

2 「建築基準法」の道路にするための費用の助成

「建築基準法」の道路に接していない土地では、適法な建て替えができないために、違反建築物や空き家化するなどの問題を抱えている。そのため、既に家が建ち並んでいる道を「建築基準法」の道路として申請する人に対して費用の助成をしている。

・令和元年度助成実績 5 件

3 すみ切りの公道化の奨励

すみ切りは、見通しの確保、歩行者や車両の円滑な通行、災害時の緊急車両の容易な進入を可能にする。そのため、すみ切り用地を区に寄付などする人に対して奨励金を交付している。

・令和元年度交付実績 3 件

(4) 上・下水道の整備

●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は 100% である。

都の水道は、より安全でおいしい水を供給するため、通常の浄水処理に加えて高度浄水処理の導入や国が定めた水質基準より高い目標を定めるなどの取組を進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水体制の整備の対策を推進している。

更に、災害により一時的に断水した場合にも、飲料水を確保できるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を設けている。

[災害時給水ステーション（給水拠点）]

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘 2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町 6-25
区立学田公園	豊玉南 3-32
区立はやいち公園	早宮 1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町 8-41

●下水道

1 普及率はおおむね 100% に

下水道は、日常生活や都市活動で発生する汚れた水

をきれいにして川や海に戻すほか、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要不可欠な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100%に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道（透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式）を採用している。

また、下水道管の総延長は、令和元年度末現在約1,292kmとなっている。

〔下水道管延長〕		令和元年度
総延長	管きよ内訳	
	幹線	枝線
1,291,951m	68,104 m	1,223,847 m

資料：都下水道局

2 道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因是、下水道本管へ接続するます（汚水・雨水）の取付管（陶製管）の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ取り替え、道路陥没の抑制を図っている。